

## 岩手県の医療費助成制度において現物給付の導入を求める意見書

岩手県の医療費助成制度の給付方法は償還払いであり、制度の対象者は医療機関を受診した際に、窓口で法定の一部負担金を支払い、負担上限額を超えた分が後日払い戻されます。

一方、現物給付は医療機関窓口において負担上限額までの支払いで済み、それ以上の支払いや医療費助成給付申請書の手続きが不要です。そのため、安心して受診でき、傷病の早期発見、早期治療につなげることができます。市町村にとっては、償還に係る事務作業や振込手数料、医療機関にとっては、医療費助成給付申請書の確認やレセプトへの貼付が不要です。

東北では本県以外の全ての県で現物給付を導入しており、また全国でも過半数の都道府県が導入しております。

よって、県においては住民の健康増進及び傷病の早期発見、早期治療による重症化防止のため、下記の事項について強く求めます。

- 1 医療費助成制度において現物給付を導入すること。
- 2 現物給付を導入した際、国庫負担金の減額を行わないよう国に働きかけること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年6月20日

岩手県陸前高田市議会